

宮田小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月3日
市川市立宮田小学校

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが身体に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。（いじめ防止対策推進法第2条の規定による）

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ防止の施策

(1) いじめの未然防止

○「いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうる」ことを踏まえ、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。「いじめはしない、許さない」という強い意志を常に児童及び保護者に顕示しつつ、以下の点に取り組む。

- ①教職員の適切な言葉づかい及び体罰防止の徹底を行う。
- ②生徒指導機能を配慮した「わかる授業」を全教職員が意識して教育活動を実施する。
- ③全教育活動を通しての「いじめ防止」教育を以下のように実施する。
 - ア 人権教室・資料の積極的な活用
 - イ 中学校ブロック内の連携による「いじめ防止キャンペーン」の参加
 - ウ 保護者会・1000か所ミニ集会での「いじめ」をテーマにした意見交換会の実施。
 - エ 学校アンケートによる評価の活用と学校だより等での周知。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見には、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。しかし、いじめは大人の目のつきにくい場面や時間に行われていたり、遊びやふざけを装っていたりすることも認識し、ささいな兆候であっても「いじめではないか」と疑いを持ち、早い段階からの確に対処すること

が大切である。また、いじめの早期発見に向けて以下の取り組みを行っていく。

- ①定期的な生活アンケート調査を6月・11月・2月の年間3回実施することで、いじめの実態把握に取り組む。(アンケートには、インターネットを通じたいじめについても質問項目を設ける)
- ②児童、保護者、教職員がいじめに関して相談できる体制(生徒指導部会・SB委員会)を整備する。
- ③ゆとりぎ相談員からの情報を共有し、ゆとりぎだより等で児童・保護者に周知し、学校の側面からもいじめの早期発見に努める。
- ④いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

(3) いじめが発生した際の対処

① 事実確認と報告

- ア いじめの発見、相談を受けた場合は、当該児童が在籍する学年主任及び学年の教員に報告し、速やかに事実の有無の確認を行う。また、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- イ 発見、通報、相談を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「SB委員会」に直ちに報告し学校全体で情報を共有する。

② いじめの解決に向けた対応及び配慮事項、指導方針の決定

- ア 事実確認の結果は、状況に応じて管理職が、市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。また、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い(児童の自殺の企図等)や、相当の期間(年間30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると校長が判断した場合は、教育委員会と協議して全力でいじめの解決に取り組む。
- イ いじめの事実の有無を確認し、今後の対応や指導方針をSB委員会で話し合い、決定する。
(報告・指導・対策等)
- ウ いじめられた児童、保護者へは、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を除去するとともに、いじめられた児童の安全を確保する。
- エ いじめた児童へは、自らの行為の責任を自覚させるとともに、いじめの背景にも目を向けた指導を行う。
- オ いじめた児童の保護者へは、いじめの経緯を説明の上、以後の対応についての協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- カ ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置を取る。なお、児童の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるとき及び犯罪行為として認められるものがあるときは直ちに所轄の警察署等に通報し、適切に援助を求める。

(4) いじめ防止の組織

① 名称及び組織構成等

(名称) SB委員会(Stop Bullying(いじめ)の略)

(役割)

役割	役職	内容
校長	全体指揮	教育委員会への連絡・報告
教頭	外部との交渉	外部・保護者との対応及び指導助言、相談窓口
生徒指導主任	委員長	協議の司会・報告、いじめ防止案作成実施
教務主任	事務局	記録・委員会の招集、基本方針の見直し・立案
学年主任	委員	事実の確認及び児童への指導助言
全教職員		いじめの未然防止の指導

(5) 公表、点検、評価等について

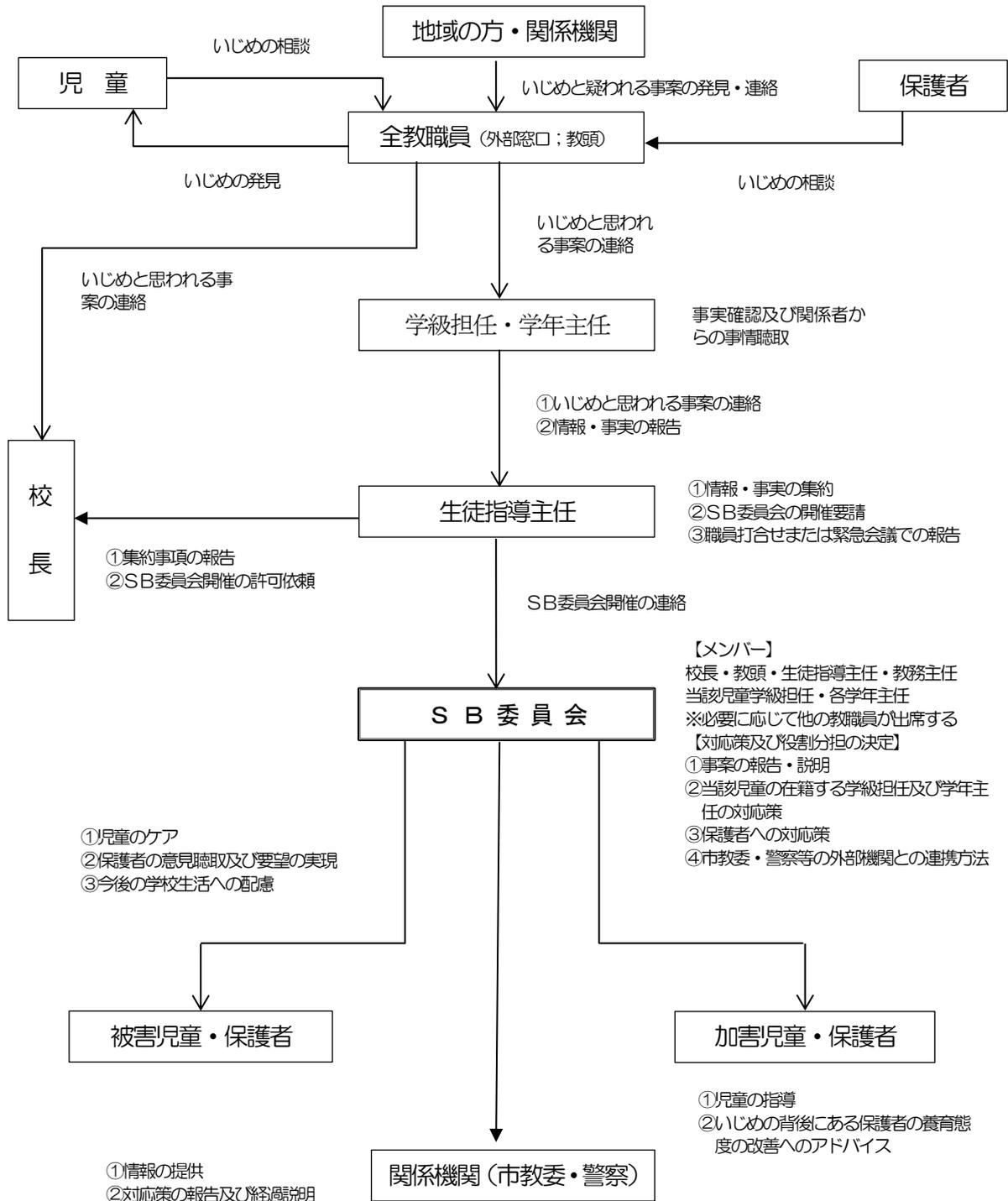
(基本的な考え方)

- ・いじめ問題を隠蔽しない。
- ・学校いじめ防止基本方針が、機能しているか、定期的に点検、評価を行う。

(措置)

- ・学校だより、ホームページ等で、自校の「学校いじめ防止基本方針」を公表する。
- ・毎年度、いじめに関する学校生活アンケートを実施し、統計・分析を行い、これに基づいた対応をとる。
- ・いじめの問題への取組を、保護者、児童（生徒）、教職員で評価し、評価結果を踏まえて改善

【いじめ対策組織の情報の流れと役割】



(6) 重大事態への対処について

①重大事態とは

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【「いじめ防止等のための基本的な方針」(文部科学省)より】

②対処の方法

千葉県いじめ防止対策推進条例等に従って迅速かつ適切な組織的対応を行い、必要な報告・調査を行う。

- ア 直ちに校内委員会(SB委員会)を招集し、校長が中心となって対応を協議する。
- イ 校長は、市教育委員会への報告を行い、調査主体を決定する。
- ウ 調査主体による調査への情報提供を行う。外部機関との連携を図る。

◎いじめ相談窓口

学校いじめ相談窓口 宮田小学校(教頭・生徒指導主任・養護教諭)	047-379-7647
子どもの人権110番	0120-007-110
千葉県子どもと親のサポートセンター相談窓口	0120-415-446(24時間)